動物の筋肉、牛の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、乳、鶏の肝臓及びその他の家きんの肝臓に残留するプロチオコナゾールの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十六年十月三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一のAの5中「⑰まで」を「⑯まで」に改め、同目の(1)の表中2を削り、3を2とし、4から18までを一ずつ繰り上げ、同目中④を削り、⑤を④とし、⑥から⑯までを一号ずつ繰り上げ、同目の(17)中「⑯まで」を「⑮まで」に改め、同目の(17)を同目の⑯とする。

第一のAの6中「⑩まで」を「⑨まで」に改め、同目の(1)の表のアゾキシストロビンの項の次に次のように加える。

アゾシクロチン及びシヘキサチン	オレンジ	0.5ppm
	その他のかんきつ類果実	0.2ppm
	りんご	0.2ppm
	日本なし	0.2ppm
	西洋なし	0.2ppm
	その他のベリー類果実	0.1ppm
	ぶどう	0.3ppm
	コーヒー豆	0.5ppm
	とうがらし（乾燥させたもの）	5ppm

第一のAの6の(1)の表のエトキサゾールの項を次のように改める。

エトキサゾール	小豆類	0.3ppm
	かんしょ	0.05ppm
	なす	0.5ppm
	きゅうり	0.3ppm
	かぼちゃ	0.01ppm
	すいか	0.2ppm
	メロン類果実	0.2ppm
	まくわうり	0.2ppm
	その他のうり科野菜	0.2ppm
	みかん	0.5ppm
	なつみかんの果実全体	0.7ppm
	レモン	0.7ppm
	オレンジ	0.7ppm
	グレープフルーツ	0.7ppm
	ライム	0.7ppm
	その他のかんきつ類果実	0.7ppm
	りんご	0.5ppm
	日本なし	0.5ppm
	西洋なし	0.5ppm
	マルメロ	0.2ppm
	びわ	0.2ppm
	もも	0.05ppm
	ネクタリン	0.5ppm
	あんず	0.1ppm
	すもも	0.5ppm
	うめ	0.1ppm
	おうとう	1ppm
	いちご	0.5ppm
	ぶどう	0.5ppm
	マンゴー	0.3ppm
	その他の果実	0.5ppm
	綿実	0.2ppm
	ぎんなん	0.01ppm
	くり	0.01ppm
	ペカン	0.01ppm
	アーモンド	0.01ppm
	くるみ	0.01ppm
	その他のナッツ類	0.01ppm
	茶	15ppm
	ホップ	15ppm
	その他のスパイス	10ppm
	その他のハーブ	15ppm
	牛の筋肉	0.05ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.05ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.05ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.05ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.05ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm